独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	ラサ工業株式会社		コード	4022
提出日	2024/5/30	異動（予定）日	2024/6/27	
独立役員届出書の提出理由	当社第156期定時株主総会に、社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	齊藤隆	社外取締役	○										△					有
2	山本卓司	社外取締役	○										△				新任	有
3	菊池達也	社外取締役	○										△					有
4	藤田美穂	社外取締役	○													○		有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	齊藤隆氏は、当社グループの取引銀行である農林中央金庫の出身者であります。同金庫は複数ある借入先の一つでありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	齊藤隆氏は、農林中央金庫において要職を歴任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当該知見を活かした客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。 また、当社と同氏との間に特記すべき特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	山本卓司氏は、当社グループの取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行の出身者であります。同行は複数ある借入先の一つでありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	山本卓司氏は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行において要職を歴任し、財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、他社において経営に携わった豊富な知識と経験を活かした客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。 また、当社と同氏との間に特記すべき特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
3	菊池達也氏は、当社グループの取引先である朝日生命保険相互会社の出身者であります。当社と同社の間には金銭借入等の取引関係がありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	菊池達也氏は、朝日生命保険相互会社において代表取締役専務執行役員を務めるなど、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、経営陣に対し高い見識に基づく意見表明やコンプライアンスに関する指導監督が期待できることなどより、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。 また、当社と同氏との間に特記すべき特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
4	藤田美穂氏は、現在、足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所に所属しており、同事務所と当社との間には、顧問契約はありません。同氏は、株式会社箱根ホスピタリティの代表取締役でありますが、同社と当社との間に取引関係はございません。同氏が2000年から2004年に勤めておりましたYasuhiro Fujita Law Officesは、当社の子会社であった米国法人RASA ELECTRONICS, INC.(2011年9月に解散)の顧問弁護士事務所でありましたが、顧問報酬は、100万円/年以下であることから、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている法律専門家でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	藤田美穂氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と専門的知識を有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。 また、当社と同氏との間に特記すべき特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。